

運輸事業振興助成交付金に係る順守事項について

当協会が実施しています助成事業の原資である運輸事業振興助成交付金助成金について、長崎県より、以下について会員の皆様に対し周知するよう指導を受けましたのでお知らせします。

助成事業をご利用の事業者の皆様におかれましては、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

当協会が実施する助成事業における順守事項

- (1) 各助成金の交付要綱、要領等をよくご確認の上、申請して下さい。
また、受付期間超過後の申込みや必要書類の不足は認められません。
- (2) 各助成事業で規定されている財産処分制限期間（低公害車：法定耐用年数、その他機器1年間）の間は、財産管理台帳を作成する等関係書類を整備保管しなければなりません。
- (3) 助成を受けて導入した機器、車両、施設等については必要な管理を行い、助成金の目的に従って、効率的に運営しなければなりません。
- (4) 助成金を受けた事業者は、各助成事業で規定されている財産処分制限期間の間は、助成を受けた機器、車両、施設等を当協会の承認を得ずに処分（他県営業所での使用も含む）する事はできません。承認を得て処分した場合でも、売却等で収入があった場合は、その全部又は一部を交付した助成金の範囲で返納して頂きます。

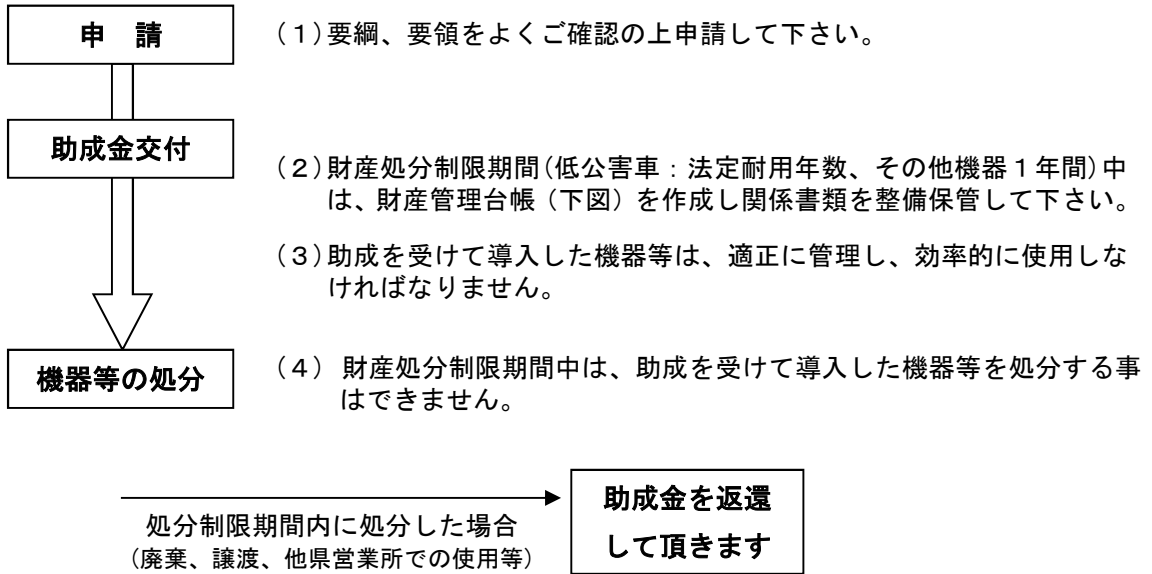
県交付決定通知書原文（抜粋）

補助事業者は、間接補助金に関しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる事項を順守するよう指導しなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、規則、交付要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- (3) 間接補助事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産及び助成事業により整備した施設等については、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 間接補助事業者は、当該財産のうち、実施要綱第10条第2項に定められている財産については、処分期間を経過していない場合においては、補助事業者の承認を受けずに間接補助金交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付及び担保に供してはならないこと。
なお、上記によりトラック協会の承認を得て当該財産及び当該施設等を処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

*参考：補助事業者＝協会、間接補助金＝助成金、間接補助事業者＝助成金を受けた会員事業者

イメージ



財産処分制限期間

- ①車両：法定耐用年数 ②DR機器：1年 ③エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置：6年
 ④ASV装置(衝突被害軽減・ふらつき注意喚起・車線逸脱警報・車両横滑り時制動力、駆動力制御装置)：4年
 ⑤安全装置(後方視野確認支援装置、アルコールインターロック)：1年 ⑥その他機器：1年

財産管理台帳作成例

財産管理台帳

番号	助成対象機器(車両)	助成種別	助成機関	助成金額	助成金受領日	導入(登録)日	財産処分制限期間	備考
1	長崎〇〇か〇〇〇〇	低公害車	長崎県トラック協会	¥300,000	平成23年6月1日	平成23年5月1日	平成28年4月30日	
2	〇〇社製バックアイカメラ	安全装置	長崎県トラック協会	¥30,000	平成23年6月1日	平成23年5月1日	平成24年4月30日	長崎〇〇か〇〇〇〇装着分
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
計								

* 上記はあくまで作成例ですが、助成金を受けた機器(車両)毎に助成金受領日・額、財産処分制限期間等を記載する等必要な管理が行えるよう作成して下さい。